

(公財) 介護労働安定センター 介護職員初任者研修事業 (南相馬市) 学則

**【土曜コース】**

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

福島県福島市大町7-23 朝日生命福島大町ビル7階  
公益財団法人介護労働安定センター福島支部

(目的)

第2条 公益財団法人 介護労働安定センター福島支部（以下「センター」という。）は、介護に携わる者、または携わろうとする者が、業務を遂行するに必要な知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とし、本研修を実施する。

(実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するため、告示に規定されている介護職員初任者研修課程130時間（通信形式）に基づき、本研修を実施する。

(研修の名称)

第4条 本研修の名称は次のとおりとする。

南相馬市介護職員初任者研修（土曜コース）

(研修の期間)

第5条 本研修は、次の期間で実施する。

令和7年9月20日（土）～令和8年1月31日（土）

(受講対象者)

第6条 受講対象となる者は次の要件を満たす者とする。

- ① 住民票が南相馬市にある16歳～概ね65歳までの者
- ② 南相馬市内の施設で、介護職員・障がい福祉職員として働いている者、又は今後働く意思・予定がある者
- ③ 南相馬市が主催する就職説明会への参加（既に介護職として就業している者は除く）、事後定期的に行う就業状況調査等に回答協力できる者
- ④ 遅刻・欠席することなく、本研修の講座をすべて受講できる者
- ⑤ 感染症の流行等のやむを得ない理由により講座を中止又は延期する場合、その決定に同意、承諾できる者

- 2 前項の①～⑤の要件をすべて満たしかつ本人確認できた者に対して、南相馬市健康福祉部長寿福祉課（以下「南相馬市役所」という。）が受講を決定する。本人確認は、住基ネットによる確認のほか、運転免許証、健康保険証、パスポート等により行う。

(定員)

第7条 15名とする。

(募集周知および受講手続き)

第8条 南相馬市役所及びセンターは、募集チラシ、広報誌、ホームページ等により、幅広く募集の周知を実施する。尚、受講希望者から問い合わせがあった場合は、メールや郵送等により適切に案内を行うものとする。

2 受講希望者は、受講申込書に必要事項を記入して、次のところまで郵送又は持参にて申し込むものとする。

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 健康福祉部 長寿福祉課（東庁舎1階北側）

(研修受講費用)

第9条 受講者の受講料は無料とする。受講に係る次の費用は南相馬市役所が負担する。

- ・第10条に規定する研修カリキュラムの受講料
- ・第11条に規定する使用教材の費用
- ・第12条に規定する保険料
- ・第16条に規定する補講を設定した場合の費用
- ・第19条に規定する修了評価基準を満たさなかった者の再評価費用

(研修カリキュラム)

第10条 本研修のカリキュラムは、福島県介護員養成研修事業実施要項（以下「県実施要項」という。）に基づき編成した「シラバス」のとおりとする。

2 具体的な日程及び担当講師は、「南相馬市介護職員初任者研修日程表」のとおりとする。

(使用教材)

第11条 本研修で使用するテキストは、次のとおりとする。

「介護職員初任者研修テキスト」（発行元：（公財）介護労働安定センター）

(保険加入)

第12条 すべての受講者は、研修中の傷害事故及び賠償事故に備えるため、センターが指定する「介護労働講習等損害（傷害・賠償責任）保険」に加入するものとする。

(研修会場)

第13条 本研修で使用する会場は、次のとおりとする。

社会福祉法人南相馬福祉会 特別養護老人ホーム万葉園（集会室）

〒979-2334 南相馬市鹿島区西町三丁目3番地

(科目の免除)

第 14 条 本研修において、科目の免除は行わないものとする。

(研修欠席等)

第 15 条 受講者がやむを得ない事由により研修を欠席、遅刻、早退する場合、事前又は事後速やかに「届」及び当概欠席、遅刻、早退の理由を証明する書類を提出するものとする。

2 前項の欠席、遅刻、早退により研修を受講しなかった時間については、未履修とする。

(補講)

第 16 条 原則として補講は設定しない。ただし、前条により未履修となったカリキュラム（時間）について、センターがやむを得ない事由があると認め、かつ修了する意欲のある者に対しては、南相馬市役所と協議の上で補講を設定することができる。尚、補講は総研修時間の概ね 1 割を上限とする。

2 前項に規定する「やむを得ない事由」とは、社会通念上の次の事由をいうものとする。

(1) 病気、怪我（証明できる書類の提出を求めるものとする。）

(2) 天災地変、台風

(3) 交通途絶及び交通機関等のストライキ

(4) その他真にやむを得ない事由としてセンターが認めるもの

(受講の取り消し)

第 17 条 次に該当する者について、南相馬市役所とセンターが協議の上で、受講を取り消すことができるものとする。

(1) 研修途中において、受講継続意思がなく受講の中止を申し出た者

(2) 偽りその他不正により受講していることが判明した者

(3) 学習意欲の欠如または成績不良等により、修了の見込みがないと認められる者

(4) 素行不良で、改善の見込みが認められない者

(5) 欠席等により未履修のカリキュラム（時間）が、総研修時間数の概ね 1 割を超えた者

(6) その他、研修の受講を継続することが、客観的に見て不相当と認められる者

2 受講を取り消された者は、第 11 条に規定する使用教材を返却しなければならない。

(退学届)

第 18 条 前条（1）により受講の中止を申し出る場合、「退学届」を提出するものとする。

(修了の認定)

第 19 条 修了の認定は、第 10 条に定める本研修のカリキュラムをすべて履修し、県実施要項で定められた修了評価基準を満たす者に対して、公益財団法人介護労働安定センター福島支部長が修了を認定する。

(修了者の管理及び報告)

第20条 センターは本研修の修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するものとする。

2 センターは県実施要綱で定める様式に基づき、本研修の修了者を知事に報告する。

(修了証明書の交付)

第21条 センターは第19条により修了と認めた者に対して、県実施要綱で定める様式に基づき修了証明書を交付する。

2 紛失等の理由で修了証明書の再交付を必要とする場合、センターが定める手続きに基づき再発行するものとする。

(研修の中止又は延期)

第22条 センターは、天災その他やむを得ない事由により研修の実施が困難と判断した場合は、研修の中止又は延期の措置をとることとする。

2 前項により研修を中止又は延期した場合、センターは新たな日程を設定するなど最善の措置を講じることとする。

(個人情報の取扱い)

第23条 本研修における個人情報の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 受講者は、研修を受講する上で知り得た他の受講者及びその家族の個人情報について、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受講者は、講義や実習を行う上で知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。
- (3) センターは、当該研修実施により知り得た受講者等の個人情報について、センターのプライバシーポリシーに基づき厳正に管理し、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(課程編成責任者)

第24条 本研修の課程編成責任者は次の者が担当する。

(公財) 介護労働安定センター福島支部

介護労働サービスインストラクター 齋藤 紗綾香

(苦情対応者)

第25条 本研修の苦情対応者は次の者が担当する。

(1) 法人苦情対応者

(公財) 介護労働安定センター業務部

能力開発課長 朝倉 信浩

(電話 03-5901-3041)

(2) 事業所の苦情対応者

(公財) 介護労働安定センター福島支部

支部長 橘 喜行

(電話 024-523-1871)

(情報開示の方法等)

第 26 条 県実施要綱で定める情報の開示は、次のセンターホームページにて行うものとする。

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/fukushima/>

(福島支部からのお知らせ「南相馬市介護職員初任者研修」)

(施行細則)

第 27 条 本学則の施行に当たり必要となる細則については別に定める。

(附則)

1 この学則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。